

平成元年度保育料徴収基準表

(単位:円)

階層	定 義	3歳未満児	3歳以上児	適 要		
A	生活保護による被保護世帯	0	0	前年度固定資産税による加算		
B 1	A以外の前年度非課税世帯 (母子世帯等)	0	0			
B 2	上記以外の前年度非課税世帯	3,800	3,200	階層	固定資産税	保育料
C 1	前年度市民税均等割世帯	8,500	7,400	B	20,000円以上	C 1の½
C 2	市民税所得割5,000円未満	9,700	8,800	C 1	4,000円以上	C 2へ
C 3	" 5,000円以上	11,400	10,200	C 2	6,000円以上	C 3へ
D 1	所得税3,000円未満	13,500	11,900	C 3	8,000円以上	D 1へ
D 2	" 3,000円以上15,000円未満	14,900	13,900	D 1	10,000円以上	D 2へ
D 3	" 15,000円 " 30,000円 "	17,400	16,000	減 額		
D 4	" 30,000円 " 60,000円 "	20,200	18,200	階層	保 育 料	
D 5	" 60,000円 " 90,000円 "	23,500	20,700	B 2	第1子全額、他は半額	
D 6	" 90,000円 " 120,000円 "	27,200	22,900	C	末子全額、他は半額	
D 7	" 120,000円 " 150,000円 "	30,300	24,900	10円未満の端数が生じた場合は切り捨てる		
D 8	" 150,000円 " 180,000円 "	33,100	26,900			
D 9	" 180,000円 " 210,000円 "	34,900	28,100			
D 10	" 210,000円 " 240,000円 "	36,100	29,000			
D 11	" 240,000円 " 360,000円 "	37,000	29,800			
D 12	" 360,000円以上	37,900	30,600			

平成元年度 保育料

平成元年四月からの保育料が
決まりました。
保育料は、給食費や子供の遊
具、色紙などの購入や保育所の
修理などの費用に充てています。
保護者の皆さんのご理解とご
協力をお願いします。

【民生課】

同和対策シリーズ

「特別措置法」として

厳しい部落差別に苦しんでき
た被差別部落の人たちはもとよ
り、被差別部落の解放を願う多
くの国民の長い間の運動がやっ
と実ったのは「同和審査申」が
出されてから四年を経過した一
九六九(昭和四十四)年七月十
日のことです。

同和対策事業特別措置法が十
カ年の期限のついた法律・時限
立法として成立しました。

この特別措置法によって実施
する事業の経費は、国が大部分
を負担することになっています。
同和対策事業特別措置法は「同
和審査申」のなかで「同和問題
の解決は、国の責務であり、国
民的課題」とした精神を具体化
したもので、被差別部落の生活
環境をよくし、社会福祉の向上
を図り、産業や職業の安定、教
育の充実、人権擁護活動などを
進めることとなっています。そ
して、被差別部落の人々の生活
を向上させるために必要な特別
の事業をすることを定めていま
す。

特にたいせつなこととして、

これらの事業を、国や県・市・
町・村の責任で進めること、す
べての国民は、こうした事業の
実施に協力する義務があること
などを挙げています。

この法律は、三年延長され、
その後、更に別の名称の法律と
して引き継がれ、現在に至って
います。

同和対策事業実施による成果
は大きく、消防車も入れない狭
い道路や老朽住宅などの被差別
部落の生活環境は、かなり改善
されました。また、部落差別の
結果として、家庭の貧しさなど
から、高等学校や大学へ進学で
きなかつた被差別部落の子供た
ちの、奪われてきた「教育を受
ける権利」を保障するためにつ
くられた「同和奨学資金制度」
とあいまって、被差別部落の子
供たちの高校進学率も飛躍的に
高まりました。

高知県でも、一九六三(昭和
三十八)年には、わずか一八割
であった被差別部落の子供たち
の高校進学率は、現在では八〇
割を越えるまで向上しました。

しかし、それでもまだ高知県全
体のそれと比較して、一〇割以
上の差があります。

このように同和対策事業は多
くの地域で着々と進み、大きな
成果を上げ、実態的な差別は、
徐々に解消されつつあります。

しかしながら、いろいろの事
情で、事業が遅れたところや、
全国では法の対象地区に指定さ
れないところが、まだまだ多く
あります。そのうえ、被差別部
落を解放するために最もたいせ
つな問題である産業を盛んにし
安定した職業に就けることに對
しては、手つかずのままですし、
差別をなくすための教育などに
も大きな課題が残されています。

ところが、こうした被差別部
落の改善事業に対して、一部の
人々から、ねたみによる新た
な差別が生まれてきていますが、
特別措置法は、同和対策のため
の法律だけでなく、中小企業振
興のための特別な法律や、山村
過疎地域、へき地教育などに関
して、多くの特別措置法があり
ます。そして南国市でも、山村
振興農林漁業対策事業などが施
行されています。